

入札（紙入札）に関する注意事項

「入札にあたっての注意」

- 1 入札書は、綾瀬市指定の様式を使用し、入札件名を記載した封筒に入れ、開封できないように糊付け後、封印して提出してください。
- 2 定刻までに参集しないときは、棄権とみなします。
- 3 代理人が入札に参加するときは、あらかじめ委任状を提出してください。
なお、入札書には、代理人の氏名を記入してください。
- 4 入札前に配布した見本等は、入札の際に必ず返却してください。
- 5 入札参加者が2者に満たないときは、入札を中止します。
- 6 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積りした金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。
- 7 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 8 入札は1回までとします。
- 9 入札書・委任状は、綾瀬市ホームページに掲載していますので、ダウンロードをして使用してください。

「入札の無効」

- 1 入札に参加する資格がない者がした入札
- 2 委任状を持参しない代理人の入札
- 3 入札書記載の金額・氏名・その他入札要件の記載が確認できない入札
- 4 同一事項の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- 5 他人の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札
- 6 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

「入札の辞退」

- 1 入札参加者は入札が完了するまでの間、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。
 - ・入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参するか、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限り。）してください。
 - ・入札執行中にあつては、その旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出してください。
- 3 入札辞退届を提出したことにより、以後の指名等に不利益な取扱いを受けることはありません。

「落札について」

- 1 市長の定めた予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札とします。
ただし、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格と最低制限価格との範囲内で最低価格の入札者を落札者とします。
また、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- 2 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。ただし、単価契約は除きます。